

日本赤十字社診療放射線技師会ブロック規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字社診療放射線技師会会則第3条に基づき、本会の事業を円滑に達成する事を目的として、ブロックに関する事項について定める。

(設 置)

第2条 本会は、組織として地区ブロックを設置し、地区ブロックは別表に定める北海道、東北、東部、中部、近畿、中国・四国、九州の7ブロックとする。

(事 業)

第3条 各ブロックは必要に応じて以下の事業を行う。

1. ブロック内会議の開催
2. 研修会などの開催
3. 会則11条、12条に定めるブロック理事のほか、別表に定めた委員の選任

(ブロック理事・委員の職務)

第4条 ブロック理事、ブロック委員はそれぞれの担当施設

を定め、各ブロックにおいて、本会会則第3条及び4条に基づき、各ブロックの事業を行う任に当たる。

2. ブロック委員はブロック理事を補佐し、ブロック理事に事故あるときはブロック理事に代わり理事会に出席することができる。

(活動費の支給と報告)

第5条 本会は、ブロックの事業を遂行するにあたりブロック活動費を支給し、各ブロック理事は、収支報告、活動報告及び次年度活動計画を事務局に報告することとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各ブロックにおいて定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

(施 行)

この規程は、平成12年4月21日から施行する。

平成21年6月8日改正

平成24年5月31日改正

平成26年4月 4日改正

別表

ブロック理事・委員定数及所属病院（平成26年より）

ブロック	理事	委員	担当施設
北海道	1	1	伊達、釧路、北見、小清水、栗山、浦河、置戸 清水、函館、旭川
東北	1	1	八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、福島
東部	1	2	長岡、水戸、古河、芳賀、那須、足利、前橋、原町、 さいたま、小川、深谷、医療センター、武蔵野、葛飾、 大森、成田、横浜市立みなと、秦野、相模原、山梨
中部	1	3	長野、安曇野、川西、飯山、下伊那、諏訪、 岐阜、高山、金沢、富山、福井、静岡、引佐、浜松、 裾野、伊豆、伊勢、名古屋第一、名古屋第二、
近畿	1	2	大津、大津志賀、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、 大阪、高槻、大阪支部、神戸、姫路、柏原、多可、 和歌山医療センター、
中国・ 四国	1	2	鳥取、松江、益田、岡山、広島原爆、庄原、三原、 山口、小野田、高知、徳島、高松、松山 徳島赤十字ひのみね総合療育センター
九州	1	1	嘉麻、今津、福岡、熊本、熊本健康管理センター、大分、 長崎原爆、長崎原爆諫早、唐津、鹿児島、沖縄